

個人情報保護どこでも講座実施要項

1 趣旨

滋賀県では平成7年10月に滋賀県個人情報保護条例を施行し、この条例のなかで事業者の責務として個人情報の適切な取扱いに努めていただくことなどを定めており、また、平成17年4月から個人情報保護法が全面施行されたことにより個人情報保護について、事業者や県民の皆さんの関心が高まっています。

このようなことから県内の事業者や県民の皆さんが開催する研修会等へ講師を派遣する事業として「個人情報保護どこでも講座」を実施します。

2 対象

県内の事業者、事業者団体、各種住民グループ等が開催する参加者が概ね10名以上見込まれる研修会等を対象とします。

3 講師

県民情報室職員

なお、事業者の方が開催される場合、事業分野によっては当該事業分野を所管する県関係課職員が行う場合があります。

4 内容

原則として、個人情報保護制度(法律・条例)の一般的な概要としますが、特定の事業分野に対する説明等を希望される場合等は県民情報室にお問い合わせください。

5 時間等

原則として、平日の午前9時から午後5時までの間としますが、ご希望に応じて調整させていただきます。

6 経費

講師への謝礼・交通費は不要です。

7 申込方法

開催希望日の1ヶ月前までに県民情報室にお問い合わせいただき日程等を調整した上で、別紙申込書を提出してください。

8 申込みおよび問い合わせ先

〒520-8577(郵便番号のみで、住所の記載は不要です。)

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 県民生活部 県民活動生活課 県民情報室

電話:077-528-3121 FAX:077-528-4813

E-mail:kenmin-j@pref.shiga.lg.jp

「個人情報保護どこでも講座」申込書

平成 年 月 日

滋賀県県民生活部県民活動生活課
県民情報室長 あて

申込者 住所

事業者・団体等の名称

担当者の氏名

電話番号

(- -)

開催日時	平成 年 月 日() 時 分～ 時 分
開催場所	
参加予定者数	名
備 考	

※講座を希望される研修会等の開催関係の資料等がありましたら添付してください